

愛知大学と名古屋市住宅都市局とのまちづくりに係る連携協力に関する協定書

学校法人愛知大学（以下、「愛知大学」という。）と名古屋市住宅都市局（以下、「住宅都市局」という。）とは、相互の連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知大学と住宅都市局が、包括的な連携のもと、ささしまライブ24地区をはじめとした名古屋駅周辺地区のまちづくり、文化など幅広い分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 愛知大学と住宅都市局は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) まちづくり及び地域の活性化に関すること
- (2) 国際歓迎・交流の拠点の形成に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) その他必要と認める事項

（窓口）

第3条 愛知大学と住宅都市局は、この協定による連携協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整の事務を担当する部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2ヶ月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出がない場合には自動的に更新される。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については双方協議のうえ定めるものとする。

この協定書は2通作成し、双方がそれぞれ1通を保有する。

平成27年1月13日

学校法人愛知大学

理事長

佐藤元彦

名古屋市住宅都市局

局長

黒田昌義

名古屋市
住宅都市局